

生命保険代理店自己点検ウェブシステムご登録代理店  
ご担当者さま

いつも生命保険代理店自己点検ウェブシステムをご利用いただきありがとうございます。

さて、令和8年3月30日に、特定大規模乗合生命保険募集人（所属生命保険会社2社以上で手数料額20億円以上の生命保険代理店等）・特定大規模乗合損害保険代理店（所属損害保険会社2社以上で手数料額20億円以上の損害保険代理店等）に法令等遵守責任者および統括責任者の設置を義務付ける「令和7年保険業法改正に係る内閣府令」等が公布されました。

本件への対応として、特定大規模乗合生命保険募集人向けに、当会にて法令等遵守責任者および統括責任者の資格要件となる「法令等遵守責任者等資格試験」を創設いたします。

|                |                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 申込開始日          | 令和8年5月11日                                                               |
| 試験開始日          | 令和8年6月1日                                                                |
| 受験手数料<br>テキスト代 | ○受験手数料 2,500 円<br>○テキスト代 3,260 円 合計 5,760 円（※）<br>（※）試験の申込時に本金額を支払う必要あり |

試験の申込方法等については、次のURLをご確認ください。

< <https://www.seiho.or.jp/exam/complianceofficer/> >

「法令等遵守責任者等資格試験」は、特定大規模乗合生命保険募集人が設置する法令等遵守責任者および統括責任者向けの試験ですが、特定大規模乗合生命保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店も兼ねる場合には、別途、日本損害保険協会が定める特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守責任者および統括責任者の資格要件（[https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei\\_jyunsyu.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei_jyunsyu.html)）も満たす必要がありますので申し添えます。

なお、「法令等遵守責任者等資格試験」および日本損害保険協会が定める資格の両方が必要な方の学習負担を軽減する観点から、テキストの一部が共通の内容で作成されております。共通箇所は以下の通りとなります。詳細は、デジタルブック閲覧サイトに掲載する「試験範囲の重複ポイントと学習の進め方」をご覧ください。

<テキストの内容が共通する箇所（一部、生損保における例示等の記載は異なります）>

|                                                                |                                                                  |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 生命保険協会作成のテキスト                                                  | 日本損害保険協会作成のテキスト                                                  |
| 法令等遵守責任者等資格試験テキスト<br>「第1編 コンプライアンス等に関する知識」<br>(テキスト P.1～P.108) | 損保大学課程専門コーステキスト（法律単位）<br>「第6編 内部統制等に関する知識」<br>(テキスト P.239～P.338) |

※デジタルブック閲覧サイト (<https://seihoexam.actibookone.com/auth/login>)

※試験申込開始日以降、デジタルブックは閲覧可能  
(閲覧に必要なID・PWは保険会社から案内)

※上記デジタルブック閲覧サイトにて、「試験範囲の重複ポイントと学習の進め方」に  
くわえて、「保険業法改正等に関する内閣府令・監督指針の改正概要」も掲載いたします

特定大規模乗合生命保険募集人に該当する代理店の皆さまにおかれましては、本試験制度  
に従業員の方々に周知いただくとともに、適切な態勢整備に向けたご対応・ご準備をどうぞ  
宜しく願いいたします。

なお、本連絡は代理店の皆様に漏れなくお知らせする観点から、必要に応じて生命保険会社  
各社からもご連絡することとしております。

そのためご案内が重複する場合もございますが、趣旨ご理解のうえご容赦くださいますよ  
うお願いいたします。

以上